

3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の仕事について統督する。

4 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5 復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関について報告を求めることができる。

7 復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(副大臣)

9 復興大臣は、副大臣二人を置く。

2 復興大臣は、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3 副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

6 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

7 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。(大臣政務官)

10 復興庁に、大臣政務官を置くことができる。

2 大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

3 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

5 復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

6 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

7 前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。

(大臣補佐官)

10 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2 大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政策に係る復興大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。(事務次官)

11 復興庁に、事務次官一人を置く。

2 前項の事務次官は、復興大臣を助け、庁務を整理し、復興庁の各部署及び機関の事務を監督する。

12 復興庁に置かれる職

13 復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

2 復興庁には、前項の職のつかさどる職務の一部又は一部を助ける職を置くことができる。

3 前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節 復興推進会議等

(復興推進会議)

13 復興庁に、復興推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。

2 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をするに組織する。

14 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、復興大臣をもって充てる。

3 議長は、次に掲げる者をもって充てる。

1 議長及び副議長以外の全ての國務大臣

2 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は國務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

3 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

15 復興庁に、復興推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認められる場合に内閣総理大臣に意見を述べること。

2 内閣総理大臣の諮問に応じ、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。

3 福島復興再生特別措置法第十二条第四項、第十五条第六項又は第一百六条第二項の規定により同法第二百七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。

4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し意見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

16 委員会は、委員長及び委員十四人以上をもって組織する。

第五節 復興局

17 復興庁に、地方機関として、復興局を置く。

2 復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事務が含まれるものとする。

4 復興局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。

6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

18 前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

19 復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。

20 復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

21 復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。(国会への報告等)

22 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

23 政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。(復興庁の廃止)

24 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

| | | | |
|--|--------------------------|-----|------------|
| 重要影響事態に際し我が国の平和及び安全を確保するため平成十一年法律第九十六号 | デジタル庁並びに復興庁並びにデジタル庁及び復興庁 | 第三項 | 復興庁 |
| 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第四項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁及びデジタル庁並びに復興庁 | 第九項 | デジタル庁及び復興庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第十項 | デジタル庁及び復興庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第十項 | デジタル庁及び復興庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第十項 | デジタル庁及び復興庁 |

| | | | |
|--|-------------|-----|------------|
| 公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号) | デジタル庁 | 第四項 | 復興庁 |
| 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号) | デジタル庁 | 第九項 | デジタル庁 |
| 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成二十八年法律第五十一号) | デジタル庁 | 第五項 | デジタル庁 |
| 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号) | デジタル庁 | 第三項 | デジタル庁 |
| オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号) | デジタル庁 | 第十條 | デジタル庁 |
| 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) | デジタル庁 | 第六條 | デジタル庁 |
| 株式会社東日本大震災復興支援助機七項第一項及び第二項 | デジタル庁 | 第十條 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第九項 | デジタル庁及び復興庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第十項 | デジタル庁及び復興庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁並びに復興庁 | 第十項 | デジタル庁及び復興庁 |

| | | | |
|-------------------------|-------|-----|-------|
| 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) | デジタル庁 | 第七項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第九項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第十項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第十項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第十項 | デジタル庁 |
| デジタル庁設置法(令和十一年法律第九十一号) | デジタル庁 | 第十項 | デジタル庁 |

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号) 第二項の規定の適用については、同項中「三 デジタル庁設置法(令和十三年法律第三十六号) 第四項第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるは

3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法(第二章第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条)及び第八十七条を除く。中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令(告示を含む)・主務省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む)・主務省令」と、「内閣府令(告示を含む)」とあるのは「復興庁令(告示を含む)」と、「主務省令」と、「内閣府令(告示を含む)」とあるのは「復興庁令(告示を含む)」と、「主務省令」と、「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第九項中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第三十五項及び第三十六項中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九條第二項及び第五十五條第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九條第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三條第五項、第五十四條第四項及び第九項並びに第五十六條第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七條中「又は各省」とあるのは「復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む)」又は省令」と、同法第八十八條中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興庁又は地方支分部局」とする。

4 復興庁の効力に関する経過措置
第四条 この法律の施行前に株式会社東日本大震災復興支援助機法の規定(内閣府本府の所掌事務に係るものに限る)により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前条第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災復興支援助機法第七條第三項の内閣府令とする。

再生支援機構法の相当規定（復興庁の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の第七條第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前條第三項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

（処分等に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている認定の申請その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、復興庁の長である内閣総理大臣に対してされた認定の申請その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年三月三十一日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十二條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條及び第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條及び第四十條の規定
- 二 第二十四條及び第二十六條の規定

（政令への委任）
第二十七條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年五月一日法律第三一号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二四年六月二十七日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年五月一〇日法律第一二号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年六月一九日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二五年二月一日法律第九八号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年二月一日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第五條及び第六條の規定

（産業競争力強化法の一部改正に伴う調整規定）
第六條 産業競争力強化法の施行の日が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の施行の日である場合には、前条の規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第九十八号）」の公布の日をいわずに、前条の規定中「国際的な子の奪取の民事上の側面に關する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第九十八号）」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。

する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）」とする。

（復興庁設置法の一部改正に伴う調整規定）
第十一條 この法律の公布の日が産業競争力強化法の公布の日である場合には、附則第五條（産業競争力強化法附則第四十四條の改正規定に係る部分に限る。）及び第六條の規定は、適用しない。

附則（平成二六年四月一八日法律第二二号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（処分等の効力）
第十條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）
第十一條 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）
第十三條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日法律第七六号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年五月一九日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年五月二三日法律第二五号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年五月二三日法律第二六号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二條、第五條及び第七條の規定並びに附則第十八條、第二十條、第二十四條、第二十六條、第二十八條及び第三十條の規定

附則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三條中福島復興再生特別措置法第四十八條の二第一項の改正規定、同法第四十八條の三第七項の改正規定、同法第四十八條

の五第三項の改正規定、同法第四十八條の六第一項の改正規定、同法第四十八條の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十八條の十第三項の改正規定、同法第四十八條の十二の改正規定、同法第五十條の改正規定、同法第五十三條の改正規定、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第七十六條の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、同條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第八十條の改正規定、同法第八十八條の次に一條を加える改正規定並びに同法第六十章中第八十九條の次に節名及び十二條を加える改正規定（十二條を加える部分に限る。）、第四條中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二條第三項に一號を加える改正規定、第五十條中特別会計に関する法律附則第十二條の二の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、同條の改正規定、同法附則第十二條の三を同法附則第十二條の四とする改正規定及び同法附則第十二條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第九條、第十條、第十八條、第十九條及び第二十五條の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年二月三日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十條の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を

含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八條 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十條 附則第十五條、第十六條、第五十一條及び前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に

掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六條まで、第十二條から第十八條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十條、第三十二條、第三十三條及び第三十五條の規定、令和三年六月五日又はこの法律の公布の日がいずれか遅い日

附 則（令和四年五月九日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二七日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月二三日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年六月九日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七條、第十九條及び第二十條の規定、公布の日